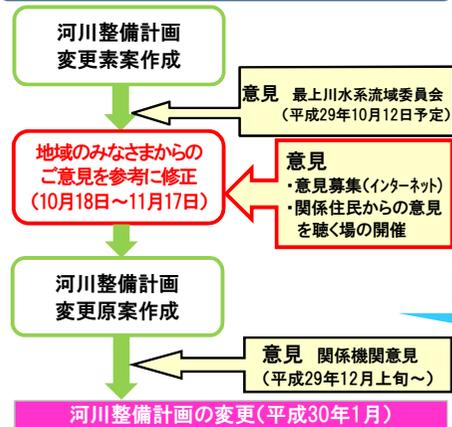


# みなさまのご意見をお聴かせください

※いただいたご意見を参考にさせていただきますので、**11月17日(金)まで**にお寄せください

最上川は、地域に住むみなさまの共有財産です。最上川のこれからの川づくりに関するみなさまからのご意見を参考に、国土交通省大臣管理区間の河川整備計画を変更いたします。  
 『最上川水系河川整備計画【変更素案】』の本文は、国・県・市町村などで閲覧できます。また、山形河川国道事務所等のホームページでも公開しています。  
 多くのみなさまからのご意見をお待ちしております。

## 今後のスケジュール



## インターネットでの意見受付

●ホームページURL

山形河川国道事務所  
<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/>

このバナーをクリック  
すると山形河川国道  
事務所のホームペ  
ージへジャンプします。

QRコードはこちら



最上川水系河川整備計画【変更素案】  
**ご意見を  
募集しています**  
 平成29年  
**11/17**  
 まで

## 最上川水系河川整備計画【変更素案】閲覧場所

最上川水系内の関係市町村				東北地方整備局		山形県	
名称	電話番号	名称	電話番号	名称	電話番号	名称	電話番号
山形市役所	023-641-1212	白鷹町役場	0238-85-2111	山形河川国道事務所	023-688-8421	山形県庁	023-630-2211
米沢市役所	0238-22-5111	飯豊町役場	0238-72-2111	南陽出張所	0238-43-2011	村山総合支庁	023-621-8288
寒河江市役所	0237-86-2111	新庄市役所	0233-22-2111	長井出張所	0238-88-2310	最上総合支庁	0233-29-1300
村山市役所	0237-55-2111	尾花沢市役所	0237-22-1111	寒河江出張所	0237-86-3069	置賜総合支庁	0238-26-6000
長井市役所	0238-87-0682	大石田町役場	0237-35-2111	新庄河川事務所	0233-22-0251	庄内総合支庁	0235-66-2111
天童市役所	023-654-1111	金山町役場	0233-52-2111	大石田出張所	0237-35-2024		
上山市役所	023-672-1111	最上町役場	0233-43-2111	鳥越出張所	0233-22-6038		
東根市役所	0237-42-1111	舟形町役場	0233-32-2111	鮭川出張所	0233-55-3020		
南陽市役所	0238-40-3211	真室川町役場	0233-62-2111	酒田河川国道事務所	0234-27-3331		
西川町役場	0237-74-2111	大蔵村役場	0233-75-2111	飽海出張所	0234-57-2077		
山辺町役場	023-667-1111	鮭川村役場	0233-55-2111	酒田出張所	0234-22-3604		
中山町役場	023-662-2111	戸沢村役場	0233-72-2111	最上川ダム統合管理事務所	0237-75-2311		
河北町役場	0237-73-2111	庄内町役場	0234-43-2211	白川ダム管理支所	0238-75-2131		
朝日町役場	0237-67-2111	鶴岡市役所	0235-25-2111	長井ダム管理支所	0238-88-5741		
大江町役場	0237-62-2111	三川町役場	0235-66-3111				
高畠町役場	0238-52-1111	酒田市役所	0234-22-5111				
川西町役場	0238-42-2111						

※山形河川国道事務所、新庄河川事務所、酒田河川国道事務所、最上川統合管理事務所及び山形県のホームページでも閲覧いただけます。

## お問い合わせ先

東北地方整備局  
 山形河川国道事務所 調査第一課 〒990-9580 山形県山形市成沢西四丁目3-55  
 TEL:023-688-8933 FAX:023-688-8438

# 最上川河川整備計画の変更について ご意見をお聴かせください

## ～最上川水系河川整備計画\*について～

最上川水系河川整備計画は、平成14年に東北初の河川整備計画として策定され、今年で策定から15年が経過し、計画の折返し地点にあたります。また、近年発生した豪雨災害を踏まえた新たな施策と課題への対応、社会情勢の変化等を適切に反映した計画へと変更し、残期間の河川整備を推進して参りたいと考えています。このパンフレットは、河川整備計画の変更にあたり、地域のみなさまのご意見をお聴きするための「河川整備計画【変更素案】」の概要説明となっております。

地域と一体となって今後の河川整備の目標や進め方について、みなさまの貴重なご意見をお伺いします。



インターネットにて  
ご意見をお寄せください  
**11月17日(金)まで**

国土交通省 東北地方整備局  
 山形河川国道事務所・新庄河川事務所・  
 酒田河川国道事務所・最上川ダム統合管理事務所

※河川整備計画とは、河川法の三つの目的である「治水」「利水」「環境」が総合的に達成できるよう、今後の川づくりについて具体的に示す計画であり、法律で定められたものです。現在の「最上川水系河川整備計画」は平成14年11月に策定され、概ね30年間の段階的な川づくりの内容を示しており、最上川水系の国土交通省大臣管理区間323.8kmを対象としています。

## 最上川水系河川整備計画の基本的な考え方

河川整備計画とは、河川法の三つの目的である「治水」「利水」「環境」が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成11年12月に策定された「最上川水系河川整備基本方針」に沿って、当面実施する河川工事の目的・種類・場所等の具体的事項を示す法定計画です。

最上川水系では、河川整備基本方針で掲げられている以下の4点を基本理念とし、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境の調和を図りながら河川整備に関わる施策を総合的に展開します。

### 歴史を育み 未来を拓く 紅花のみち 最上川

○大地を育み、地域を支える川づくり  
自然の恵みを大切に、水害や渇水被害の少ない、安全で安心できる最上川を目指します。

○歴史と潤いを感じる川づくり  
流域の歴史・文化と豊かな自然環境が共生し、四季を感じる潤いのある最上川を目指します。

○暮らしに生きる川づくり  
住民が集い、水辺を楽しみ、暮らしに生きる最上川を目指します。

○心がかよ川づくり  
流域社会の連携と交流を深めつつ、住民参加の川づくりを進め、地域で育て、地域でまもる最上川を目指します。

## 最上川水系河川整備計画の変更方針

### ●整備計画変更の背景

最上川水系河川整備計画は、平成14年に東北初の河川整備計画として策定され、今年で策定から15年が経過し、計画の折返し地点にあたります。  
近年発生した豪雨災害を踏まえた新たな施策と課題への対応、社会情勢の変化等を適切に反映した計画へと変更を行うものです。

### ●整備計画変更のポイント

- ①整備計画策定以降に具体化した治水対策の反映
  - 整備方針が具体化した治水対策箇所の明記
- ②整備計画策定以降の施策に対応した整備計画本文への反映
  - 近年の社会情勢の変化を反映した内容の充実
  - 河川の維持管理に関する「目標、実施に関する事項」の内容の充実
  - 河川環境に関する「目標、実施に関する事項」の内容の充実
- ③その他の事項の見直し
  - 現行の最上川水系河川整備計画に記載している統計データ等の時点修正。

### 最上川水系河川整備計画(変更)の経緯

最上川水系河川整備基本方針の決定(平成11年12月)

最上川水系河川整備計画の策定(平成14年11月)

平成23年3月11日  
東日本大震災発生

平成25年7月、平成26年7月洪水、最上川中・上流部で浸水被害発生

平成27年9月関東・東北豪雨発生  
(水防災意識再構築の取組)

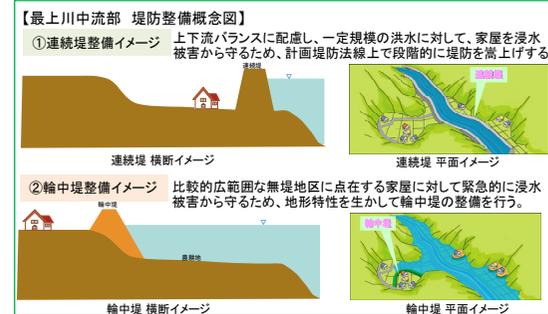
※計画策定後、15年間の社会情勢の変化、法律改正及び新たな答申等

最上川水系河川整備計画の変更(平成30年1月) **整備計画変更**

## ①整備計画策定以降に具体化した治水対策の反映

### ●整備方針が具体化した治水対策箇所の明記

施工の制約が多い山間地の狭隘部等、住民との合意形成を図りつつ、地域特性及び地区毎のバランスに配慮した浸水対策を検討します。また、地域と一体となった防災活動を進めるため、関係機関と連携し、水防活動、避難活動等の拠点を整備します。



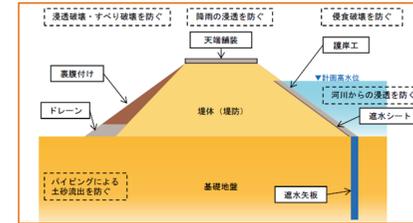
## ②整備計画策定以降の施策に対応した整備計画本文への反映

### ●近年の社会情勢の変化を反映した内容の充実

大規模災害(H24.7九州北部豪雨、H27.9関東東北豪雨)を踏まえたハード対策(堤防の質的整備、危機管理ハード対策)について「実施に関する事項」の記載内容追加・変更します。

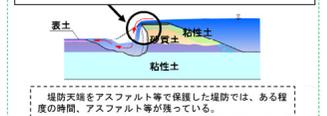
「河川津波対策について(H23.9)」、「水防法改正(H23.12)」等の施策を踏まえ、大規模地震への対応に関する「目標に関する事項」の明記、「実施に関する事項」の記載内容の充実します。

「水防法改正(H27.5)」、「水防災意識社会再構築ビジョン(H27.12)」等の法律改正や施策を踏まえ、「最上川大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立し、地域と連携して減災に係る取り組みを実施していくことや超過洪水への対応等に関する「目標に関する事項」の明記、「実施に関する事項」の記載内容の充実します。



### ○堤防天端の保護

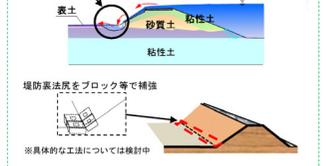
堤防天端をブロック等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法間部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。

### ○堤防法尻の補強

裏法尻をブロック等で補強し、越水した場合には深層での崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



### ●河川の維持管理に関する「目標、実施に関する事項」の内容の充実

「安全・安心が持続可能な河川管理のあり方について(H18.7)」等の施策を踏まえ、記載内容を充実します。

### ●河川環境に関する「目標、実施に関する事項」の内容の充実

「水源地域ビジョン策定要項(H13.4)」、「多自然川づくり基本指針(H18.10)」、「かわまちづくり支援制度(H21.5)」等の施策、地域づくりと連携し環境整備を行っていること等を踏まえ、記載内容を充実します。

## ③その他の事項の見直し

### ●統計データ等の時点更新

現在の河川整備計画(平成14年11月策定)に記載している統計データ等について、最新データへの時点更新を行っております。